

格率の侵害を伴わない推意*

小田拓弥

概要

Paul Grice proposed that there are conversational implicatures in which no maxim is violated. Yukiko Kawaguchi criticized this view. Nayuta Miki attempted an interpretation of Grice's view that could avoid Kawaguchi's criticism. This paper points out the problems inherent in Miki's interpretation and adopts a different interpretive stance. It is argued that, from this standpoint, the problems found in Miki's interpretation do not arise, and that this stance also avoids the criticisms raised by Kawaguchi and Miki against the idea of conversational implicatures that do not involve violations of maxims.

The structure of the paper is as follows: Section 2 provides an overview of Grice's theory of conversational implicature. Section 3 examines the criticisms by Kawaguchi and Miki against the position that implicatures can arise without violations of the maxims. Section 4 discusses Miki's interpretation and points out the problems inherent in such an interpretation. Section 5 outlines the interpretation adopted in this paper. Section 6 points out that the interpretation proposed in this paper is not subject to the criticisms made by Kawaguchi and Miki. Section 7 argues that the interpretation presented in this paper also contributes to the understanding of cases of implicature that involve violations of maxims. Section 8 concludes the paper.

Keywords: 会話的推意, 会話の格率, Paul Grice

1 はじめに

本稿で扱うのは, Paul Grice による会話的推意 (conversational implicature) の理論をめぐる解釈の問題である. Grice の理論は言外の意味の一部を扱うものであり, その後の関連性理論や新 Grice 派の理論, プライトネス理論などの源流となったものと言える. しかし, そもそも Grice の理論がどのようなものとして解

* CAP Vol. 16 (2025) pp. 321-345. Submitted: 2025.2.7. Accepted: 2025.9.23. Category: 研究論文(原著論文).
Published: 2025.10.12.

積されるべきかという点において総意があるわけではない。本稿は、そうした解釈上の問題にかんして寄与をすることを目的とする。Grice の理論がどのようなものであるかを明らかにすることは、Grice の理論をその後の理論と比較考量する際にも役立つはずである。本稿が扱うのは、解釈上の問題のうち、会話の格率の侵害を伴わない会話的推意という Grice のアイデアをどのように理解するべきかという問題である。

この問題は、Grice が提示している会話的推意の分類(Grice 1989a, pp.31-37, 邦訳 pp.46-54)に関係する。それによれば、会話的推意はグループ A、グループ B、グループ C の三種類に分類される。グループ B、グループ C においては少なくとも言われたこと^{*1}のレベルにおいて会話の格率が侵害されているとされるが、グループ A の特徴づけにおいては「格率の侵害がない」という言い方がなされており、Grice は会話の格率の侵害を伴わない会話的推意があると考えていたように見える。三つのグループのうち Grice が最も多くの例を挙げ詳しく説明しているのはグループ C であるが、本稿が主題とするのはグループ A である。また、グループ A とグループ C に相当する分類は Stephen Levinson にも見られる(Levinson 1983, pp.104-112, 邦訳 pp.122-133)^{*2}。

本稿で主な批判対象として扱う先行研究は、川口由起子と三木那由他によるものである。両者とも、格率の侵害を伴わない会話的推意が存在するという立場をそのまま受け取れば容認できないと考えている。川口由起子は、Grice の理論を修正する試みの中で、グループ A に対する Grice と Levinson の想定を批判している。川口はグループ A が抱える三つの問題を提示し、Grice や Levinson がグループ A に分類している例も実のところ格率を侵害しているのであり、グループ A とグループ C の間に違いはないとしている(川口 2001)。他方、三木那由他は、グループ A に対する「格率の侵害がない」という記述をそのまま受け取れば川口による批判が当てはまることを認めつつ、川口の批判を避けられるような Grice 解釈を試みている。それによれば、グループ A とグループ C の間に違いはあるものの、グループ A に対する「格率の侵害がない」という Grice の記述はミスリーディングな記述と受け取るべきであり、実のところグループ A の推意においても格率が侵害されているとされる(三木 2021; 2022, pp.93-122)。

本稿では、グループ A の推意にかんする三木の解釈が抱える問題を指摘し、三木とは異なった解釈上の立場をとる。そして、その立場においては三木の解釈のような問題は生じず、格率の侵害を伴わない会話的推意というアイデアへの川口による批判や三木が付随的に述べている批判も避けられることを論じる。

本稿の構成は次のようなものである。第二節では、Grice による会話的推意の理論を概観する。第三節では、格率の侵害を伴わない推意があるとする立場に対する川口や三木の批判を見る。第四節では、グ

^{*1} Grice における言われたこと(what is said)は、発話における字義通りの内容におおむね相当する。文の字義通りの意味に対し、多義性の除去や指標的表現に対する指示対象の特定といった処理を行って得られる真理条件的内容である。

^{*2} 本稿で Levinson の立場として扱うのは、Levinson(1983)に見られるものである。しかし、Levinson(1983)は語用論の教科書であり、本稿で扱う立場は「Grice の会話的推意という理論」と題された節に登場するものであるから、「Levinson の立場」というより「Levinson が解するところの Grice の立場」と呼ぶ方が適切であるかもしれないということを断っておきたい。また、Levinson は新 Grice 派の論者として言及されることも多い論者であり、そうした言及の際に着目されるのは、会話の格率を Q 原理や I 原理といった原理へと整理し直したことである。しかし、Levinson(2000)に見られるそうした立場は、Levinson(1983)には見られないものである。

グループ A に対する三木の解釈を取り上げ、そうした解釈が抱える問題を述べる。第五節では、本稿がとる解釈がどのようなものであるかを述べる。その際、グループ C と対比させる形で、グループ A の特徴が説明される。第六節では、本稿のように解釈されたグループ A の推意が川口や三木による批判を免れていることを指摘する。第七節では、グループ A の推意を本稿のように解釈することはグループ C の推意の事例に対する理解にも寄与すると論じる。第八節は結びである。

2 会話的推意の理論と分類

会話的推意は、発話において使用されている文の字義通りの意味には属さない言外の意味の一部をとらえた概念である。

Grice が論文「論理と会話」において挙げている例の一つとして、哲学の教員職に応募する学生についての推薦状を書いている人物の例がある (Grice 1989a, p.33, 邦訳 p.48)。その推薦状の文面は「前略。X 君は日本語に堪能であり、また個別指導にはいつも出席しております。草々。等々」(Grice 1989a, p.33, 邦訳 p.48)³となっている。この推薦状に直接書かれていることだけを見れば、哲学教員の応募者に対する推薦状として十分な情報が与えられているとは考えがたい。しかし、こうした推薦状の作成者は、X は哲学にかんして有能ではないということを間接的にほのめかしていると考えられる。会話的推意はこうした例をとらえた概念である。この場合、推薦状の作成者は、X は哲学にかんして有能ではないということを会話的に推意していると言われる。Grice は会話的推意の一般的な特徴づけを与えているが、それについては第三節以降で触れる。なお、Grice において会話的推意は推意 (implicature) の一種であり、会話的推意以外にも慣習的推意 (conventional implicature) などの推意が存在するとされているが、本稿で扱うのは会話的推意のみである。

Grice において、会話的推意という現象は、協調原理 (Cooperative Principle) や会話の格率 (maxim) といった原理に訴えることによって説明される。Grice の立場では、こうした原理は合理的、協調的な営みとしての会話を支配するものとして想定されている (Grice 1989a, pp.26-27, 邦訳 pp.37-39)。協調原理は、「会話の中で発言をするときには、それがどの段階で行われるものであるかを踏まえ、また自分の携わっている言葉のやり取りにおいて受け入れられている目的あるいは方向性を踏まえた上で、当を得た発言を行うようにすべきである」(Grice 1989a, p.26, 邦訳 p.37) と言い表されている。会話の格率は、「論理と会話」において量、質、関係、様態の格率という四種提示され、量、質、様態の三種についてはそれぞれ下位格率が想定されている (Grice 1989a, pp.26-27, 邦訳 pp.37-39, 一部改訳)。

量の格率

1. (言葉のやり取りの当面の目的のための) 要求に見合うだけの情報を与えるような発言を行いなさい。

³ Grice からの引用は基本的に邦訳にもとづくが、用語の統一などのために一部修正している。また、修正の際には三木 (2022) における訳も参考にしている。用語の統一以外の要因によって修正を行った際は、注において示す。

2. 要求されている以上の情報を与えるような発言を行ってはならない.

質の格率

真なる発言を行うようにしなさい.

1. 偽だと思ふことを言ってはならない.
2. 十分な証拠のないことを言ってはならない.

関係の格率

関連性のあることを言いなさい.

様態の格率

わかりやすい言い方をしなさい.

1. 曖昧な言い方をしてはならない.
2. 多義的な言い方をしてはならない.
3. 簡潔な言い方をしなさい(余計な言葉を使ってはならない).
4. 順序だてた言い方をしなさい^{*4}.

協調原理と格率を想定した上で, Grice が会話的推意の伝達を説明する仕方は, 話し手が協調原理ないし会話の格率に従っているという想定と整合的なものとして話し手の発話を理解するための, 聞き手に帰属させられる推論に訴えるものである.

「論理と会話」において Grice は会話的推意を次の三つのグループに分類している.

グループ A: どの格率も侵害されていない例. あるいは少なくとも, 何らかの格率が侵害されていることが明白ではない例^{*5} (Grice 1989a, p.32, 邦訳 p.46)

^{*4} ‘Be orderly’ というこの格率は, 清塚邦彦による邦訳において「整然とした言い方をしなさい」と訳されている. しかし, 本稿で触れられる ‘and’ の例においては, この格率を過去の出来事の順序に関係するものと解釈する. 「整然とした」という訳ではそのような解釈が難しいため改訳した. 注 19 も参照.

^{*5} 単に「どの格率も侵害されていない例」と書くのではなく「何らかの格率が侵害されていることが明白ではない例」と書き足す際に Grice が何を念頭に置いていたかは明らかではない. しかし, グループ A にかんする説明の中での Grice の記述から推測しうる解釈がある. 第三節以降で触れるように, Grice はグループ A の例としてガソリンスタンドの例を挙げている. Grice によれば, その例においては B と A の二人の発言の間の言外のつながりが明らかであり, それゆえ, 様態の格率「わかりやすい言い方をしなさい」が言われたことの表現だけでなく言われたことと隣接する発言とのつながりにまで適用されたとしても, 様態の格率の違反にはならないとされている. そして, こうした様態の格率の遵守が明瞭ではない例もあることが示唆されている (Grice 1989a, p.32, 邦訳 pp.46-47). 聞き手に言外のつながりがわかるのは推意がわかることによるものであると考え, ここで Grice が考慮しているのは, ある事柄を会話的推意という形で伝達することに伴って生じるわかりにくさであるように思われる. 推意の特定には, 言われたことの特定に加えて推論ないし直観的把握が必要とされるのであり (Grice 1989a, p.31, 邦訳 p.45), わかりにくい伝達になる場合があると考えられるであろう. 言われたことのレベルでは格率を侵害していないが言外のつながりのレベルにおいて様態の格率を侵害

グループ B:ある格率が侵害されているが、その理由が他の格率との衝突を想定することで説明できるような例(Grice 1989a, p.32, 邦訳 p.47)

グループ C:格率の利用を伴う例。つまり、修辭的技巧に類するものを用いて会話的推意を盛り込む目的のためにある格率を無視する、という手続きを伴う例(Grice 1989a, p.33, 邦訳 p.48, 用語の統一のため一部改訳)

グループ A がグループ B やグループ C と区別される際に焦点となっているのは、格率の侵害の有無である。ここで、グループ C については「言われた事柄のレベルでは何らかの格率が侵害されているものの、聞き手の側には、推意とされた事柄のレベルではその格率(あるいは少なくとも全般的な協調原理)が遵守されているものと仮定してしかるべき理由が与えられている」(Grice 1989a, p.33, 邦訳 p.48, 用語の統一のため一部改訳)とされている。このことからわかるように、グループ C においては、言われたことのレベルで格率の侵害が生じているが、推意のレベルにおいては格率ないし協調原理が遵守されている。Grice が挙げている推薦状の例も、グループ C の例として挙げられている。それに対し、グループ A においては、言われたことのレベルにおいて格率の侵害が生じていないとみなされている。Grice のグループ A とグループ C に相当する区別は、Levinson にも見られる(Levinson 1983, pp.104-112, 邦訳 pp.122-133)*6。

ここで、のちの議論との関連上、グループ C に分類される推薦状の例が持つ特徴を二つ見ておこう。第一に、グループ C の説明においては「推意のレベルにおいて格率(または協調原理)が遵守されている」と言われている。ここで問題となっている遵守は、ある事柄が推意として伝達されることによる遵守であると言える*7。推薦状の例においては、量の第一格率「(言葉のやり取りの当面の目的のための)要求に見合うだけの情報を与えるような発言を行いなさい」が言われたことのレベルで侵害されており、同一の格率が推意のレベルで遵守されている。この格率は、要求に見合った情報を与えるような伝達をすることを求め

している場合、それだけでは推意がグループ B やグループ C に分類されるわけではないことを考慮すると、そうした例はグループ A に分類されると推測することができるだろう。Grice は三つのグループへの分類が網羅的であるとは明言していないが、そのように考えることと矛盾するような記述もしていない。このような理解のもとで、言われたことのレベルでは格率を侵害していないものの言外のつながりのレベルでは様態の格率を侵害している恐れがある例を「何らかの格率が侵害されていることが明白ではない例」に分類することは可能であろう。

*6 本稿の本文ではグループ B についてはこれ以上扱わない。Grice がグループ B の例として挙げているのは、人物 C がどこに住んでいるのか尋ねられた話し手 B が「南フランスのどこかだ」と答える例である(Grice 1989a, pp.32-33, 邦訳 pp.47-48)。Grice によれば、この返答は量の第一格率を侵害しているのだが、この侵害は質の第二格率との衝突によるものだと説明できる。より特定のなことを言おうとすれば、B は十分な根拠のないことを言うことになってしまうのである。この場合、そうした説明において話し手に帰属させられる信念の内容、すなわち、B は C の居住地についてこれ以上詳しいことは知らないという内容が推意とされたことである。グループ B については、Alexander Dinges や三木の記述を参照(Dinges 2015, pp.59-61; 三木 2021, p.46; 2022, p.119)。

*7 「伝達」という言い方でとらえたいものは、Grice が非自然的意味の一種とみなしている発話者の場面意味に相当する(Grice 1989c; 1989d)。特に、実際に聞き手に伝わったもののみを「伝達」と呼ぶという意図はない。

ている格率であり、話し手は、X は哲学にかんして有能ではないということを伝達することによって、この格率を遵守しているのだと言える。

第二に、推薦状の例においては、聞き手に帰属させられる次のような推論によって推意が導出されるのだとみなすことができる^{*8}。

推薦状の作成者は、言われたことのレベルにおいて量の第一格率「(言葉のやり取りの当面の目的のための)要求に見合うだけの情報を与えるような発言を行いなさい」を侵害していると考えられる。哲学にかんするXの能力については何も記載されておらず、推薦状に求められている情報と比べて不十分な記載しかされていないからである。それゆえ、何らかの内容を会話的推意として伝達しており、会話的推意のレベルにおいて量の第一格率に従っているのだと考えられる。この場合、そうした内容として考えられるのは、X は哲学にかんして有能ではないという内容である。

この説明では、まず、言われたことのレベルで格率が侵害されているとみなされる。そして、そのことと、話し手は協調原理や会話の格率に従っているという想定とから、言われたこととは別のレベルである会話的推意のレベルで格率(または協調原理)に従っているということが導かれ、そうした推意の内容が特定される。Alexander Dinges は、こうした導出を、グループ C の推意の導出の一般的な形式とみなしている(Dinges 2015, p.62)。

さしあたってこれら二つは会話的推意の典型例が持つ特徴であると言えるだろう。

3 川口による批判

本節では、グループ A に対して川口が挙げている問題、および付随して三木が述べている問題がどのようなものであるかということを、推薦状の例が持つ特徴を踏まえながら述べる。川口が挙げている問題は三つある。

まず、グループ A について川口が挙げている一つ目の問題は、グループ A に対する説明が不整合であるというものである。

Grice は、グループ A の例として次のガソリンスタンドの例を挙げている(Grice 1989a, p.32, 邦訳 p.46)。

- (i) A: ガソリンを切らしてしまった。
B: すぐそこにガソリンスタンドがある。

Grice はこの例に対し、「この場合、もしも B が、そのガソリンスタンドが営業中でガソリンの在庫があるか、ある可能性があると考えているのでなければ、B は格率『関連性のあることを言いなさい』に違反している

^{*8} この導出は、Grice 自身が推薦状の例に対して説明しているものとは異なっている。注 23 も参照。

ことになるだろう。だから彼はガソリンスタンドが営業中であること、あるいは少なくとも営業中であるかもしれないこと、等々を推意としている」(Grice 1989a, p.32, 邦訳 p.46, 用語の統一のため一部改訳)と注釈をつけている。

川口は、この例に対し、Griceの説明を「この含み[引用者注:推意]がなければBは格率を遵守しないことになるから、ガソリンスタンドが営業中である等々を含みとする」(川口 2001, p.106)と要約した上で「格率に明らかに従っているのに、『格率に従っているのだから』という推定から含みを導くという説明は不自然である」(川口 2001, p.106)とコメントしている。

この議論は、前節で推薦状の例に対して見た推論と対比させることで理解できるだろう。推薦状の例では、まず言われたことの特定にもとづき、言われたことのレベルで量の第一格率が侵害されていると判断された。これと同様に考えたとき、ガソリンスタンドの例において格率の侵害がないとすれば、言われたことが特定された段階で、言われたことのレベルでの格率の侵害がないものと判断されるだろう。そして、そのように判断されたなら、推薦状の例のように推意のレベルでの格率の遵守が求められることはないはずである。さらに一般的に言えば、この段階で言われたことのレベルでの格率遵守が認められたということは、話し手が格率に従っているために成り立たねばならない何事かをそれ以上想定する必要はないはずだろう。

川口が挙げている第一の問題については、それを敷衍して三木が述べている点についても見ておきたい。三木によれば、Griceによる会話的推意の一般的特徴づけには、言われたことのレベルでの格率の侵害にもとづくということが組み込まれている。それゆえ、言われたことのレベルで格率を侵害していないグループAという想定は、そもそも会話的推意の一般的な特徴づけと矛盾している(三木 2021, p.38)。

三木のこのような議論は、Griceによる会話的推意の一般的な特徴づけに対する三木の理解に由来しているから、ここではまず、Griceによる特徴づけを見てみよう。Griceによる会話的推意の一般的な特徴づけは次のようなものである。

ある人がpということを言う(あるいは言う素振りを示す)ことで(ときに、なかで)qということを推意としたとすると、その人がqということを会話的に推意としたと言えるのは次の場合である。すなわち、(1)その人は会話の格率を、あるいは少なくとも協調原理を、遵守しているものと推定されること、(2)その人のpという発言またはその素振り(あるいはまさにその言い回しにおいてそれがなされていること*)を上*¹⁰の推定と両立させるためには、その人がqということに気づいている、あるいはqと考えている、と仮定する必要があること、そして(3)聞き手には(2)で触れた仮定の必要性を割り出す能力、または直観的に把握する能力がある、と話し手が考えていること(しかも、自分がそのように考えていることが聞き手にもわかるだろうと話し手が予想していること)である。(Grice 1989a, pp.30-31, 邦訳 p.44,

*9 「あるいはまさにその言い回しにおいてそれがなされていること」は原文の‘or doing so in those terms’に対する三木の訳であり(三木 2022, p.62)、清塚邦彦による邦訳では「あるいはそのどちらかが行われているということ」となっている。清塚の意図ははっきりしないが、ここでは、発話の様態にもとづく会話的推意を定義に取り込むための文言であると判断し、三木による訳を採用した。

*¹⁰ 横書きに合わせ邦訳の「右」を「上」に修正した。

用語の統一等のため一部改訳，強調は原文)

三木によれば，この中の(2)が述べていることは「話し手の *p* という発言がこの仮定[引用者注:話し手は協調原理に従いつつ会話の目的に貢献しようとしているはずであるという仮定]と一見すると整合的でない場合に，それでもどこか別のレベルで話し手は協調原理と会話の格率に従おうとしているに違いない，というかたちで(1)を維持するための推論がなされ，その『別のレベル』こそが会話的推意とされる」(三木 2021, p.35)ということである。実際，推薦状の例においては，このような仕方(2)が満たされていると考えられる。言われたことのレベルで量の第一格率の侵害があるにもかかわらず話し手の発言を格率や協調原理に従ったものとするために，*X* は哲学に堪えて有能ではないと話し手は考えておりそれを伝えようとしているのだと推論されている。一般に(2)はこうした条件の成立を要求していると考えれば，そもそも言われたことのレベルでの格率の侵害がない場合には(2)の条件が満たされず会話的推意の特徴づけに反すると言えるだろう。

川口が挙げている二つ目の問題は，Grice による分類の中に，会話的推意を伴わないような場合が含まれていないということである(川口 2001, pp.107-108)。しかし，川口も述べているように，Grice の分類が会話的推意の分類である以上，会話的推意を伴わない場合が含まれないことは当然である。そのため，川口が本当に問題としていることは別の点にあると言う方が適切である。それは，推意のないケースと，推意はあるが格率が侵害されていないケースにおいて，どちらにおいても格率が侵害されておらず違いが見えないため，推意があると聞き手が判断するのは何によってなのかがわからない，という問題であると思われる。

川口は，上述した Grice による会話的推意の特徴づけに見られる(1)(2)(3)の条件を列挙した上で，格率が侵害されている場合において推意の存在を聞き手が判定するために使える条件は，(2)(3)であるとしている^{*11}。そして，川口は，聞き手が(2)(3)の条件にもとづいて推意の存在を導くことには困難があるとみなしている。

^{*11} 川口はここで，Grice が会話的推意の特徴づけにおいて挙げる(1)(2)(3)の連言を，会話的推意の必要十分条件(あるいは少なくとも十分条件)とみなし，聞き手による解釈において話し手に会話的推意を帰属させる際の判断材料となるものとみなしている。この点については以下の二点の疑問を挙げることができる。第一に，(1)(2)(3)の連言が会話的推意の必要十分条件(ないし十分条件)だとしても，それを聞き手による解釈における判断材料と同一視できるのかという疑問がある。第二に，川口は(1)(2)(3)の連言を会話的推意の必要十分条件(ないし十分条件)だと解釈しているが，そうした解釈は妥当なのかという疑問がある。こうした解釈は川口だけでなく三木にも共有されているものである(三木 2012, p.87; 2021, p.35)。本文でも引用したように，Grice による会話的推意の特徴づけにおいては，「ある人が *p* ということ言う(あるいは言う素振りを示す)ことで(ときに，なかで) *q* ということ推意としたとすると，その人が *q* ということを会話的に推意としたと言えるのは次の場合である」として，(1)(2)(3)の条件が挙げられている。会話的推意は推意の一種であるから，話し手が *q* ということ推意としたということが前提されているとき，それが会話的推意でもあるための必要十分条件(ないし十分条件)として(1)(2)(3)の連言が挙げられていると言える。このような Grice の記述に沿うなら，話し手が *q* ということを会話的に推意としているためには，(1)(2)(3)の条件が満たされているだけでは不十分となる可能性がある。すなわち，(1)(2)(3)に加えて，話し手が *q* ということ推意しているという条件が必要になる可能性がある。この点については Wayne Davis も同様の指摘をしている(Davis 2007, pp.1659-1660)。これら二点は，川口の議論に疑問を投げかけるものであるが，本稿では，これらについては川口の議論の方針を受け入れた上で，それでも本稿の解釈のもとで川口の議論に応答できると論じることとする。

(2) (3) の条件をみたしているかどうかを判断することは、含みを先に理解することなしには不可能であろう。聞き手によって、話し手の字義通りの発話 p において話し手が「 q (含み)」ということに気づいている、あるいは q と考えていると仮定する」必要がある、と判断できる時点では、既に含みは理解されているはずだからである。この方法では、問題の発話に字義通りでは意味されない含みが存在することを理解したのは、含みが存在すると前もって知っていたからだ、という説明になってしまい、含みの存在を有効に説明できない。(川口 2001, pp.107-108, 表記の統一のため一部修正)

川口のこの議論には不明瞭な部分があるが、ここでも推薦状の例における推論を参照するなら、次のように理解できるだろう。会話的推意の導出において、聞き手はどこかの段階で話し手が何事かを会話的に推意としているという判断を下すと考えられる。そうした判断は何にもとづいて下されるのだろうか。言われたことのレベルで格率の侵害がある場合には、そのことから話し手は何かを推意していると判断されたと考えられる。そして、推意の内容が具体的な q という内容であることはそのあとで導かれる。しかし、格率の侵害がないのであればそのように考えることはできない。別の道は、(2) や (3) が満たされているということから、 q ということのを会話的に推意としているということが導かれると考えるものであろう。しかし、(2) の条件における「 q ということに気づいている、あるいは q と考えていると仮定する必要がある」とは、すなわち「格率や協調原理が遵守されるためには q ということが会話的推意として伝達されている必要がある」ということだと理解できる。それゆえ、(2) の条件が満たされていることを知るためには、 q ということが推意とされている必要があることを知らねばならない。これは(2) の条件を先に認識することによって q が推意とされていると導くことはできないということを意味している。そのため、(2) や (3) が満たされていることを先に認識することによって q という推意の存在を導くことはできない。

川口が挙げている三つ目の問題は、グループ A には関係の格率にもとづくものしかないように見える、というものである(川口 2001, p.108)。川口は、Grice と Levinson がグループ A の例として挙げているものはすべて関係の格率にもとづくものであるとしている。そして、この点が問題であるとみなしているのだが、その理由について川口は「グループ A の特徴が、MR[引用者注:関係の格率]あるいは関連性の特徴に依存している可能性が高いからである」(川口 2001, p.108)としている^{*12}。

4 グループ A に対する三木の解釈

ここでは、本稿と競合する解釈として、グループ A に対する三木の解釈を取り上げる。そして、三木の解釈は問題を抱えているということを指摘する。

^{*12} 川口は、関係の格率が要求する関連性、協調原理が要求する関連性という二種類の関連性の概念を区別している(川口 2001, p.113)。明言されていないが、その立場から見れば、格率の侵害を伴わないグループ A の推意という川口からすれば誤った想定は二種類の関連性の混同によって生じるものだと思なせる。グループ A の推意とみなされているものがすべて関係の格率にもとづいているということが事実であれば、そうした説明を支持することになるだろう。

三木は、グループ A の会話的推意が格率を侵害していないものであるとするなら川口による第一、第二の問題が当てはまるとみなした上で、グループ A もまた格率の侵害を伴っているのであり、グループ A と他のグループとの差は格率の侵害の有無とは別の点にあるのだとしている。

グループ A に対する解釈の前に、会話的推意全般に対して三木がとる解釈を見ておこう。三木は、会話的推意の導出を単に言われたことという命題の内容から会話的推意という命題的内容を導くプロセスだと考えるような解釈を「内容的解釈」と呼び、それとは異なった「行為論的解釈」をとっている(三木 2012, pp.94-96; 2021, pp.38-45; 2022, pp.110-117)。三木によれば、行為論的解釈は会話的推意を「合理性という観点から発話という話し手による行為を説明するような心理帰属をおこなうプロセスに関わるものであり、そうしたプロセスにおいて話し手の言ったことから直接的には導けない心理が要請された場合には、一定の条件のもとでそれが会話的推意と見なされる」(三木 2022, p.117)と理解する解釈である。特に、三木によれば内容的解釈では「会話的推意が生じるプロセスに対する話し手の発話が持つ貢献は、その発話において言われている内容を与えることに限られる」(三木 2021, p.39; 2022, p.98)とされ、会話的推意の導出プロセスにおいて入力となるのは言われたことという命題的内容に限られる。それに対し、行為論的解釈においては、言われたことだけでなく、用いられた文や話し手による他の言動など幅広い文脈上の特徴が会話的推意の導出において利用される。こうしたことは、様態の格率が推意に関与することや推意が多様な文脈依存性を持ちうることに合致する。また、行為論的解釈は言語的やり取りと非言語的やり取りとを連続的にとらえようとする Grice の記述とも一致する。

本稿で問題を指摘したいのは、こうした三木の行為論的解釈に対してではない。三木は三つのグループの分類に対する解釈を行為論的解釈と結びつけているが、各グループをどのように解釈するべきかということは行為論的解釈からただちに帰結することではない。そして、本稿で問題を指摘するのは、グループ A に対する三木の解釈である。

三木は、Grice による会話的推意すべてにおいて格率の侵害が生じているとみなした上で、話し手に対する心理帰属によって格率の侵害が説明される仕方の違いとして三つのグループを解釈している(三木 2021, pp.45-47; 2022, pp.117-120)。特に、グループ A は「格率に違反する行為をしたということが、会話的推意に関わる心理帰属がなされることなく説明される」(三木 2021, p.46)例だとしている。そして、グループ A に対する Grice の「格率の違反がない」という言い方は、文字通り受け取るのではなく「(関連する仕方で説明を与えるに値するような)格率の違反がない」(三木 2021, p.46)と解釈するべきであるとしている。

三木は、前節で触れたガソリンスタンドの例を取り上げ、グループ A に対する自身の解釈を説明している。三木は、グループ C の推意の例と同様、ガソリンスタンドの例においては言われたことのレベルにおいて関係の格率が侵害されているとみなしている。それは、ガソリンスタンドがあると言われた内容は、直接的にはガソリンの入手法を知らせていないということによる。こうした解釈は次節で述べる本稿の理解とは異なっているが、ここでは関係の格率の侵害にかんしては三木の理解を受け入れた上で問題を指摘したい。三木はガソリンスタンドの例について次のように述べている。

話し手が協調原理に従っているならば、話し手は聞き手にガソリンの入手法を知らせようとしているはずであり、この発話はそのための手段であるはずだ。しかしガソリンスタンドがあると知らせるだけでは入手法を知らせることにはならない。話し手の発話を説明するためには、話し手がガソリンスタンドに行けばガソリンが手に入ると思っており、またそのことが聞き手にも伝わっているはずだ。こうして心理帰属が続けられていくなかで、話し手が言ったことには含まれないが、話し手が考えているはずであり、かつ自分がそう考えていると聞き手にわからせようと意図している(て、さらにそうした意図もわからせようと意図している)ような内容が見出されたなら、そうした内容を持つ会話的推意がなされたことになる。

重要なのは、いまの説明の過程において、話し手が会話の格率に違反する発話を意識的にしたとは想定されていなかったということだ。話し手は単に、自分が言葉足らずであることに気づいていなかったのかもしれない。言い換えるならば、心理帰属によって説明されることになっている話し手の行為は、「すぐそこにガソリンスタンドがあると言った」と単純なかたちで記述される行為であり、「すぐそこにガソリンスタンドがあると言うことで、関係の格率に違反した」というより複雑な記述を想定する必要はないのである。つまり、この例において話し手がその発話において関係の格率に違反していたということについては、「うっかりしていた」というような説明をすれば十分なのであって、会話的推意に関わるような心理帰属は要求されないのだ。(三木 2021, pp.45-46)

この説明においては、一方で、何らかの推論によって推意が特定されている。他方、話し手が格率を侵害したことについては「自分が言葉足らずであることに気づいていなかった」「うっかりしていた」といった説明がなされている。指摘したいのは、この二つの心理帰属の間には、明確な不整合とは言えないとしても、緊張関係があるのではないかということである。

前節では、Grice が会話的推意に対して与えた一般的特徴づけに触れた。その中には(3)の条件として「聞き手には(2)で触れた仮定の必要性を割り出す能力、または直観的に把握する能力がある、と話し手が考えていること」が含まれている。また、会話的推意を導出する一般的なパターンを Grice が述べている際にも、「彼が *q* と考えていると想定する必要性を私が理解できることを、彼は知っている」(Grice 1989a, p.31, 邦訳 p.45)という心理帰属に触れられている。これは、「話し手が *p* ということを行ったことや、背景的な情報にもとづいて、話し手が *q* ということを信じていることを聞き手は導けるはずだ」という心理を話し手に帰属させることであると理解できる^{*13}。これはいわば「*p* ということを行いさえすれば、*q* というこ

^{*13} Grice が想定している心理帰属はあくまで「この発話にもとづいて聞き手は話し手の *q* という信念を特定できるはずである」というものだと考えれば、ガソリンスタンドの例において話し手は無自覚な言い忘れをしており、自分では *q* と言ったつもりでいるのだと理解できるかもしれない。すなわち、話し手に対する心理帰属は「自分は *p* に加えて *q* と言った。それゆえ、聞き手は自分の *q* という信念がわかるはずである」というものでいいのかもしれない。しかし、これは三木の意図ではないように思われる。というのも、注 14 で指摘するように、三木もガソリンスタンドの例について「*p* と言えさえすれば *q* ということが伝わる」という心理帰属を想定しているように見えるからである。また、こうした「話し手が言い忘れをしなければ言っていたであろうこと」が Grice の語用論において会話的推意とみなされるべきかについては疑問の余地があるであろう。言い忘れは言い間違いと類似しているが、Unnsteinsson (2017) は、「話し手が言い間違えなければ言っていたであろうこと」もまた、言われたことの一種とみなしている。

とが伝わるはずだ」という心理の帰属であろう^{*14}。他方、「うっかりしていた」といった言い方で格率の侵害に対して想定されている説明は「話し手はうっかりしていてqということを明示的に言わなかった」というものであると理解できる。しかし、この二つの心理帰属の間には緊張関係がある。p と言えば q が伝わると話し手が考えているのだとすれば、そこから示唆される説明は、「話し手は q ということを明示的に言わなくても q ということが伝わっている」というものだろうからである。第一に、こうした緊張関係があると言えるだろう。

第二に、見方を変えれば、これはガソリンスタンドの例のような特定の例をグループ A の推意とみなし他のグループのものではないとみなすことの根拠が失われるという問題である。三木の解釈においては、グループ A 以外の推意においては格率の侵害が会話的推意にかかわる心理帰属によって説明されるものとされる。上記の指摘は、ガソリンスタンドの例においても、会話的推意の条件が満たされている以上、会話的推意にかかわる心理帰属によって「p と言うだけでは言われたことのレベルで関係の格率が侵害されることを話し手は自覚している。しかし、p と言えば q ということが伝わることを話し手はわかっている。そして、q ということが伝達されればそれによって会話的推意のレベルで関係の格率が遵守されることをわかっているから、話し手は p とだけ言ったのだ」という形で格率の侵害を説明できることを示している。さらに、p と言うだけで q が伝わると考えているのであれば明示的に q と言わないことは効率的な発言の仕方である、と付け加えることもできるだろう。こうした説明ができるということは、ガソリンスタンドの例をグループ A とみなし他のグループではないとみなす根拠を失わせる^{*15}。

ひょっとすると、三木が想定する「うっかりしていた」という説明は、「うっかりしていて q と言わなかった」というものではなく、「q と言わなかったことは意図的だが、それが言われたことのレベルで関係の格率の侵害になる」という点についてはうっかりしていて気付かなかった」というものなのかもしれない。これが三木の

^{*14} 三木もまた、『「すぐそこにガソリンスタンドがある」と言いさえすれば A はきっと B が〈そのガソリンスタンドに行けばガソリンが手に入る〉と考えていることに気づいてくれるだろう』（三木 2022, p.67）という考えを B に帰している。三木がこの点に触れているのは、「会話的推意の理論に関する標準的な説明」（三木 2022, p.73）を提示する場面においてである。そして、三木自身による行為論的解釈はそのあとに述べられている。しかし、三木自身の解釈は、「標準的な説明」に対する補足解釈と言えるものであり、「標準的な説明」の提示において述べたことを否定しているわけではないと思われる。

^{*15} グループ A に対する解釈にかんする三木の記述の中には、「話し手が何らかの会話の格率を侵害したということについては、会話的推意に関わるような説明をする必要が生じない」（三木 2021, p.46）のように、「必要がない」という言い方が見られる。こうした言い方を理由について三木は明示していないが、こうした言い回しは「会話的推意にかかわる説明と、そうでない説明とのどちらも可能であるから、前者のような説明は必要ではない」という場合を含みうると解釈できるかもしれない。しかし、これは三木の意図していることではないように思われる。三木はまた、「会話の格率への違反が会話的推意に関与しないかたちで、その意味において些末な仕方では会話の格率を破る」（三木 2021, p.47）といった記述も与えており、こうした記述は「可能だが必要ではない」という読みができないと考えられるからである。ひょっとすると三木は「二種類の説明のどちらも可能かもしれないが、その場合、一般に会話的推意にかかわる説明とは別の説明の方が望ましい説明であるから、グループ A における格率の侵害は会話的推意にかかわる説明とは別の仕方では説明されるものとみなしてよい」と考えているのかもしれない。しかし、一般に会話的推意にかかわる説明とは別の説明の方が望ましい説明であると言えるかどうかは疑わしいし、三木もそうした論点には触れていない。特に、この場合、会話的推意にかかわる心理帰属を行うこと自体が抱える問題に訴えることはできない。グループ A の例も会話的推意の例である以上、関連する心理帰属はなされるのだから、そうした心理帰属を格率の侵害の説明に利用することにかんする問題が挙げられなければならないことになる。

意図であるなら、上で第一に述べた緊張関係は解消されるかもしれない。しかし、第二の問題は残る。上記と同様、会話的推意にかかわる心理帰属によって格率の侵害を説明することも可能だからである。

グループ A と対比させる形で他のグループについて述べる時、三木は話し手が自身の格率侵害に対して「自覚的」であるという点に言及している(三木 2021, pp.46-47; 2022, pp.119-120)。そのことをもとに一般化すれば、三木の理解においてグループ A の会話的推意における格率侵害は無自覚な過失によって説明されるものとみなされていると言えるだろう^{*16}。こうした一般的な想定に対してガソリンスタンドの場合と同様に問題を指摘することができる。会話的推意にかんする心理帰属においては「p ということ(しかじかの文脈, 言い方のもとで)言いさえすれば、聞き手には q ということが伝わるだろう」という心理が話し手に帰属させられることになる。そして、こうした心理帰属は「話し手は p と言うだけで q とは言わず、それゆえ言われたことのレベルで格率を侵害した。しかし、p と言え q ということが伝わると話し手はわかっており、q ということが伝達されれば会話的推意のレベルで格率ないし協調原理が遵守されることもわかっているから、言われたことのレベルで格率を侵害してでもそのような言い方をしたのだ」という説明を可能にする。このことは、無自覚な過失としての説明と衝突し、特定の例をグループ A とみなすことの根拠を失わせる。一般的に、三木の解釈はこうした問題を抱えていると指摘することができる。

5 格率の侵害を伴わない推意にかんする解釈

ここでは、格率の侵害を伴わない推意(Grice のグループ A)とはどのようなものであるかについて本稿でとる解釈を述べよう。

本稿での解釈においてポイントとなるのは、話し手が p と言う際に q ということのを会話的に推意とすることによってある格率ないし協調原理が遵守される時、遵守の仕方には二種類の異なったタイプのものがあるということである。一つ目は、話し手が q ということのを会話的推意として伝達していることによって推意 q の伝達において格率や協調原理が遵守されるというものである。これを「伝達による遵守」と呼ぼう。二つ目

^{*16} ただし、三木はグループ A の例としてガソリンスタンドの例とは別に独自の例に言及しており、それは話し手が格率の侵害を自覚しているような例であるように見え、本文で指摘したような問題は生じないと思われる。それは、C という人物の居場所を人物 A に尋ねられた人物 B の例である(三木 2021, p.47)。B は C が東京大学本郷キャンパスにいると知っているのだが、「本郷」という地名がとっさに出てこず、頭をトントンと叩く仕草をしながら「不忍池の近く」と答える。C は本郷キャンパスにいるということがこれによって推意とされる。三木によれば、この例においては量の格率の侵害が度忘れによって説明されるがためにグループ A に分類される。この場合、確かに本文で述べたような問題は生じない。話し手は「本郷」という地名を度忘れしたために格率を侵害したのだと説明することと、「不忍池の近く」と言えば本郷キャンパスという居場所が聞き手に伝わると話し手が考えているとみなすこととの間には、本文で述べたような緊張関係はない。しかし、この例はグループ B とみなせるのではないと思われる。実際、この例は注 6 で触れた Grice による南フランスの例と類似しており、質の格率と量の格率の衝突によって説明できる。話し手は「本郷」という地名を度忘れしている以上、「不忍池の近く」より特定の地名を述べようとする、誤った地名や存在しない地名を述べることになるのであり、これは(少なくとも、偽だと思ふことだけでなく無意味だと思ふことを言うことも避けるよう要求するものに拡張されれば)質の第一格率の侵害になると考えられる。南フランスの例と類比的に考えるなら、話し手は自身が地名を度忘れしているということを推意としていることになるだろう。そして、さらに話し手は C の居場所についても推意としているのだと理解できる。

は、話し手が *q* ということを信じていることによって言われたこと *p* の伝達において格率や協調原理が遵守されるというものである。これを「信念による遵守」と呼ぼう。ここで、伝達による遵守の場合にも、話し手は *q* ということを信じてはいるかもしれないが、ただ *q* ということを信じているだけでは格率や協調原理が遵守されたことにはならず、*q* ということが伝達されていることが必要になる。他方、信念による遵守の場合には、*q* ということの伝達は格率や協調原理の遵守に必要なものではない。本稿の解釈では、グループ C の推意に対する説明の中で Grice が「推意のレベルでの遵守」と呼んでいるのは伝達による遵守である。そして、信念による遵守の場合は「言われたことのレベルでの遵守」に分類されるのであり、Grice が意図しているグループ A の推意は信念による遵守によって説明される。

信念による遵守の場合を「言われたことのレベルでの遵守」に分類する際に基礎となる事柄は、話し手が「言われたことのレベルで格率や協調原理に従っている」かどうかは話し手がどのような信念を持っているかということに左右されうることである。このことを前提としたとき、話し手が言われたことのレベルで格率に従っているということと、話し手が言ったことなどから、話し手がどのような信念を持っているかを導く逆算的な推論を考えることができるようになる。グループ A の推意は、このような信念の特定にもとづくものである。グループ A に対するこうした解釈は Dinges にも見られる (Dinges 2015) ^{*17}。

本稿が理解するグループ A の推意の特徴がわかりやすい例として、‘and’ が伴う時間的順序の推意の例を挙げよう^{*18}。第三節で触れたように、川口は、Grice および Levinson について、グループ A の例として関係の格率にもとづく例しか挙げられていない、としている (川口 2001, p.108)。しかし、川口の記述は、Grice が明示的にグループ A の例として挙げているものについては正しいものの、Levinson については誤っている。Levinson は、グループ A に相当する推意の例を複数挙げており、その中には、関係の格率以外の格率にもとづくものも含まれている (Levinson 1983, pp.105-108, 邦訳 pp.123-127)。¹⁹ ‘and’ が伴う時間的順序の推意もその一例である。第六節で触れるように、この推意については Grice による言及もある。ここでは、Levinson に由来する次の二文を比較してみよう (Levinson 1983, pp.98-99, 邦訳 p.115 および p.108, 邦訳 p.127)。

(ii) The capital of France is Paris and the capital of England is London.

(iii) Alfred went to the store and bought some whisky.

^{*17} Philip Hugly と Charles Sayward や Savas L. Tsohatzidis もグループ C とは異なった推意に対して同様の説明をしていると言えるが、そこで挙げられている例については Grice であればグループ B に分類する可能性がある (Hugly and Sayward 1979, p.21; Tsohatzidis 2020, pp.287-288)。グループ A とグループ B の親近性については Dinges の議論も参照 (Dinges 2015, pp.59-61)。また、Mark Jary は Grice が挙げているガソリンスタンドの例に対して同様の解釈をしていると言える (Jary 2013, p.641)。David Plunkett と Tim Sundell は、言語表現の規範的なメタ言語的用法を会話的推意として説明する案として、本稿が想定するグループ A の推意に対する説明と同様の説明を想定していると言える (Plunkett and Sundell 2021, pp.153-154)。

^{*18} この例に対する同様の説明は Dinges に見られる (Dinges 2015, p.62)。

(iii)の文の発話においては、Alfred が店に行き、そのあとにウイスキーを買ったという時間的順序の意味合いが生じるように思われる。他方、同じく‘and’が使われていても、(ii)の文の発話において、フランスの首都がパリであることとイギリスの首都がロンドンであることとの間にそのような時間的順序があるという意味合いは生じないであろう。ここで、一つの可能な考え方は、‘and’には多義性があり、(ii)の発話における‘and’は単なる真理関数的な連言であり、(iii)の発話における‘and’は時間的順序の意味を持っているのだ、というものである。しかし、会話的推意という概念を前提とするなら、別の説明があることになる。すなわち、(ii)と(iii)のどちらにおいても‘and’は単なる連言なのだが、(iii)の発話においては時間的順序にかんする会話的推意が伴う、という説明がなされうる。このように考えるとき、Levinson によれば、(iii)の発話に伴う推意は、グループ A に相当するものであり、様態の第四格率「順序だてた言い方をしなさい」にもとづくものである。

本稿でとる解釈に沿えば、この例は聞き手に帰属させられる次のような推論によって説明することができる。(なお、本稿では様態の格率の遵守や侵害に対しても「言われたことのレベル」という言い方を用いる。他の格率と異なり、様態の格率がかかわるのは、言われたこと自体というよりも、言われたことを表現するために用いられる言語表現であろう。しかし、様態の格率の場合を特別視して「言われたことを表現するために用いられる言語表現のレベル」といった言い方をすることによる表現上の煩わしさを避けることとする。)

言われた内容は、Alfred が店に行ったという命題、Alfred がウイスキーを買ったという命題の連言に過ぎない。しかし、そうした内容を言う際に、話し手は様態の第四格率「順序だてた言い方をしなさい」に従っていると考えられる。ここで、この格率は「過去の複数の出来事を記述する際には、出来事が起こった順序であると話し手が考えている順序と同じ順序で述べなさい」と言い換えられるものである^{*19}。話し手は‘Alfred went to the store and bought some whisky’という文を用いたのだから、話し手が言われたことのレベルでこうした格率に従っているためには、Alfred が店に行ったあとに Alfred がウイスキーを買ったと考えていなければならないだろう。そしてまた、Alfred が店に行ったあとウイスキーを買ったと話し手が考えているということを導くこの推論が聞き手に可能であることを話し手はわかっているはずである。さらに、Alfred が店に行ったあとウイスキーを買ったと聞き手が考えることを妨げるようなことを話し手は行わなかった。このことから、話し手は、Alfred が店に行ったあとウイスキーを買ったということを伝達しようとした、すなわち推意としたのだと考えられる。

本稿でとる解釈によれば、この例は様態の第四格率を言われたことのレベルで遵守することによるグループ A の推意とみなせるが、ここにおいてこの格率がどのように遵守されるかということをグループ C に分類される推薦状の例と比較することによって見てみよう。

^{*19} 順序だてて述べることにかんする格率のこうした解釈については、Grice も言及している (Grice 1981, pp.185-186)。

ただし、Grice は話し手の信念に明示的に言及しているわけではない。格率の遵守を話し手の信念と結びつける理解にかんしては本節これ以降の議論を参照。

推薦状の例においては、量の第一格率「(言葉のやり取りの当面の目的のための)要求に見合うだけの情報を与えるような発言を行いなさい」が言われたことのレベルで侵害されており、同一の格率が推意のレベルで遵守されている。この格率は、要求に見合った情報を与えるような伝達することを求めている格率であり、話し手は、X は哲学にかんして有能ではないということを推意として伝達することによって、この格率を遵守しているのだと言える。ここでは、そうした伝達があることによって格率が遵守されているのであり、X は哲学にかんして有能ではないということを発話の際に話し手が単に信じているだけでは、格率の遵守にはならない。こうした特徴は伝達による遵守の特徴であり、グループ C の推意に対して Grice が「推意のレベルにおいて格率(または協調原理)が遵守されている」という形で述べているのは、このような遵守の仕方であると理解できる。

他方、‘and’の例には異なった特徴が見られる。この場合、推薦状の例とは異なり、Alfred が店に行ったあとウイスキーを買ったということが推意として伝達されることによって様態の第四格率が遵守されるわけではない。というのも、様態の第四格率は順序についての伝達を行うことを求める格率ではないからである。むしろ、ここでは、Alfred が店に行ったあとウイスキーを買ったことを話し手が信じながら(iii)の文を発話したということによって、「過去の複数の出来事を記述する際には、出来事が起こった順序であると話し手が考えている順序と同じ順序で述べなさい」という形での様態の第四格率が遵守されている。本稿が信念による遵守という形で理解したいのはこのような特徴であり、グループ A は信念による遵守にもとづいた推意であると解釈する。

信念による遵守を「言われたことのレベルでの遵守」に分類した場合、‘and’の例においては、二つの出来事の順序にかんする話し手の信念を踏まえれば、言われたことのレベルにおいて話し手が何らかの格率を侵害していると考えする必要はない。グループ A の推意はこの意味において格率の侵害を伴わないものであると理解できる。

また、‘and’の例において推意を導出する推論の特徴についても見ておこう。ここでポイントとなるのは、(iii)の文の話し手が言われたことのレベルで様態の第四格率に従っているという想定から、Alfred が店に行ったあとウイスキーを買ったという話し手の信念を導いている部分である。この部分においては、Alfred が店に行ったこととウイスキーを買ったこととの順序にかんする話し手の信念が、(iii)の文の発話において話し手が言われたことのレベルで様態の第四格率に従っているかどうかを左右するものであることが前提されている。そして、格率に従っているという想定から、二つの出来事の順序にかんする話し手の信念が導かれている。ここで想定されている推論は、話し手の信念にかんする逆算的な推論である。通常、発話をもとに、言われたことの特定制や話し手が持っている信念にかんする事前の知識やその場の推測にもとづいて、話し手が言われたことのレベルで格率に従っているかどうかを判断するような推論がなされる。しかし、その逆の推論もありうる。すなわち、話し手が言われたことのレベルで格率に従っているということを前提にし、言われたことや使われた文をもとに、話し手の信念を推測するような逆算的な推論が考えられる。ここで想定されるのは、そうした推論である。

‘and’の例に対してここで提示した推論は、会話的推意を導出する推論の一般的なパターンであると Grice がみなしたものに沿っている。それは次のような形式を持つ。

彼は p と言った。彼が諸格率を、あるいは少なくとも協調原理を遵守していないと考えるべき理由はない。だが、彼が協調原理を遵守していると言えるのは、彼が q と考えている場合にかぎられる。ところで、彼が q と考えていると想定する必要性を私が理解できることを、彼は知っている(しかも、彼がそれを知っていることを私が知っていることを彼は知っている)。彼は私が q と考えるのを思い止まらせるようなことは何もしていない。彼は、私が q と考えることを意図しているか、あるいは少なくとも、私に q と考える余地をみずから与えている。そうであるからには、彼は q ということを推意としたのだ(Grice 1989a, p.31, 邦訳 p.45, 用語の統一のため一部改訳)

「彼が協調原理を遵守していると言えるのは、彼が q と考えている場合に限られる」という部分が、話し手が「順序だてた言い方をしなさい」という格率に従っていることから、話し手が二つの出来事の順序にかんして持っている信念を特定する部分に相当する。

前節では、こうした推論における「彼が q と考えていると想定する必要性を私が理解できることを、彼は知っている」という心理帰属を「p ということと言いさえすれば、q ということが伝わるはずだ」というものだと理解し、三木の解釈が抱える問題を指摘したのだった。本稿の解釈においては、p と言うだけで q と言わなかったことは話し手の意図通りのことであると理解でき、三木の場合と同様の緊張関係は生じない。また、グループ A の場合には、q という信念を踏まえれば信念による遵守という形で言われたことのレベルでの格率遵守が成立しているのであり、言われたことのレベルでの侵害を伴う他のグループとの区別が失われることもない。

ここまで、グループ A の推意に対する本稿の解釈では、話し手が言われたことのレベルで格率に従っているかどうか、話し手の信念に左右されうることが想定されている。‘and’の例では、出来事の起こった順序として話し手が信じているものが、話し手が出来事を述べる順序と一致しているかどうかによって、言われたことのレベルでの様態の第四格率の遵守または侵害が決まるとされている。「言われたことのレベルでの遵守」がこのように信念のあり方に依存するとみなすことは不当であるように見えるかもしれない。特に、言われたことのレベルで格率や協調原理が遵守されているかどうかは、言われたこと(および言われたことを表現するための言語表現)だけによって決まるはずである、というように見えるかもしれない。

しかし、本稿のように考えることには解釈上の根拠がありうる。まず、格率が遵守されているかどうかはいわば参照対象によって左右されうることに着目しよう。例えば、様態の第四格率は、話し手が発言をする際の順序が何らかの順序と一致することを求めていると言える。その「何らかの順序」とは出来事が起こった順序として話し手が信じている順序である、というのが本稿の理解である。これに対してありうるのは、「何らかの順序」というのは出来事が実際に起こった順序であるはずだ、という反論であろう。これは、一般に参照対象は話し手の信念なのか話し手の信念とは区別された事実なのか、という問題だと言える。ここでは、事実ではなく話し手の信念こそが問題なのだと考えることには解釈上の正当性があるということを支持する議論を二つ与えておきたい。

第一に、質の第一格率「偽だと言うことを言うてはならない」は、明示的に信念に言及しているものだと

言える。この格率が遵守されているか侵害されているかということは、話し手の伝達している内容が実際に真であるかどうかではなく、話し手が何を信じているかに依存している。そして、他の格率の場合にも遵守や侵害が話し手の信念に依存しうると考えることは格率を統一的に理解することにつながる。また、質の第一格率は、グループ C の例において「言われたことのレベルにおいて格率を侵害している」と言われる際にも、話し手が持っている信念に左右されうるような意味での侵害が問題になっているということを示している。Grice において、隠喩や皮肉は、話し手が言われたことのレベルで質の第一格率を侵害している例だとされる*20。これは、言われたことに相当する内容が偽だと話し手が思っているにもかかわらず当該の発話をしていることによる侵害である。言われたことに相当する内容だけによって侵害の有無が決まっているわけでも、話し手の信念外の事実との一致や不一致によって侵害の有無が決まっているわけでもない。「言われたことのレベルにおいて遵守／侵害している」と言われるものが信念に依存するような遵守や侵害であると考えすることは、この点においても正当である。

第二に、参照対象となるものは話し手の信念とは区別された事実であり信念ではないと考えることは、Grice や Levinson が各グループに対して例を与える仕方と整合しない。例えば、(iii) の文の発話によって順序にかんする内容が会話的に推意とされるような二つの状況を考えてみよう。一つ目は、実際に Alfred が店に行ったあとウイスキーを買ったような場合である。二つ目は、話し手や聞き手の信念を含む発話の文脈は一つ目と同じであるが、話し手は事実誤認をしており、実際の Alfred はオンラインストアでウイスキーを買ったあと店に行き店では何も買わなかったという場合である。言われたことのレベルでの様態の第四格率の遵守や侵害が出来事の実際の順序に左右されるものであるなら、一つ目の状況における推意はグループ A に分類されるが二つ目の状況ではグループ A に分類されないことになる。しかし、これは ‘and’ の例をグループ A に分類する際に Levinson が意図していることではないだろう。どちらも同じグループに属しているとみなすべきであって、少なくとも単に実際の順序によって分類が変わると考えることは意図されたことではないはずである。

Grice が挙げているガソリンスタンドの例も、本稿の解釈に沿って理解することができる。それは、「すぐそこにガソリンスタンドがある」と発話した人物 B が「ガソリンスタンドが営業中であること、あるいは少なくとも営業中であるかもしれないこと、等々を推意としている」例であり、関係の格率の遵守にもとづくものだとされている。本稿の解釈に沿った理解は、言われたことのレベルで関係の格率が遵守されているかいないかということも話し手の信念に左右されると理解するものである。いわば、関係があると話し手が信じているようなことを言ったかどうかによって格率が遵守されているかどうかが決まると理解するのである。一見すると言われたことが会話の脈絡と関連しないように見えたとしても、それらを関連付けるような何らかの信念を話し手が持っているということがありうる。そうした信念を話し手が持っていれば言われたことのレベルにおいて関係の格率は遵守されているのである*21。そして、言われたことと会話の脈絡を関連付けるような

*20 質の第一格率が侵害されている場合、「言われたこと」に相当する内容は話し手が非自然的に意味したことではなく、「言う」を使うのは Grice の言葉遣いとしては不正確である。正確には「言う素振りを示す」と言うべきである。

*21 関係の格率を本稿のように理解することは、関係の格率が侵害されているグループ C の推意について Grice が述べていることと合致している。Grice は、そうした推意はおそらく稀だと述べ、例を一つだけ提示している (Grice 1989a,

信念を聞き手に特定させることを介してその信念の内容を伝達するような会話的推意がここでは想定されている。

Grice が挙げているガソリンスタンドのケースは、本稿の解釈のもとで次のように理解されうる。まず、言われたことは、話し手たちの近くにガソリンスタンドがあるということである。ここで、この言われた内容だけから、話し手が関係の格率に従っているかどうかが決まるのではない。発話の場面で求められていることは、ガソリンがないという状況の解決につながるような何らかの情報を提供することであろう。Grice がここで考えていることは、近くにあるガソリンスタンドが営業中でガソリンの在庫があるといった信念のもとで発話を行っているのであれば、話し手は言われたことのレベルで関係の格率を侵害していることになる、ということだと理解できる。例えば、問題のガソリンスタンドは営業時間外であると B が思っていたり、営業中ではあるがガソリンの在庫は切れているはずだと B が思っていたりしたら、ガソリンスタンドが近くにあるということと言ったとしても、話し手 B は言われたことの伝達において、ガソリンが切れているという状況の解決に寄与するという意味で関係があると信じているようなことを述べていないことになると考えられる。

6 川口および三木による批判への応答

前節で述べた本稿の解釈に沿えば、グループ A に対して川口が挙げた問題、および付随して三木が述べている問題に対して応答できる。第三節で見たように、そうした問題のうち主なもの推薦状の例のようなグループ C の例に対する理解にもとづく理解できるものである。しかし、本稿の解釈ではグループ C の推意は伝達による遵守にもとづくものであり、川口や三木による議論も伝達による遵守の特徴にもとづいたものであると理解できる。そして、グループ A の推意は伝達による遵守ではなく信念による遵守であると理解すれば、伝達による遵守の場合の特徴が満たされる必要はない。

まず、グループ A について川口が挙げている一つ目の問題は、グループ A に対する説明が不整合であるというものである。第三節で見たように、推薦状の例と同様に考えれば、格率の侵害がない場合は言われたことが特定された時点で話が終わり、成り立たなければならない何らかの条件をそれ以上導くことは奇妙に見える。

この第一の問題にかんする応答として本稿の解釈のもとで述べるべきことは、特定の発話の事例において言われたことのレベルで格率が侵害されているかどうかは言われたことを特定しただけでは聞き手から見て明らかとは限らず、それゆえ格率の侵害が生じていないために成り立っていないといけない事柄を導くような推論は理解可能であるということである。言われたことのレベルでの格率の侵害の有無は信念にも左右されるという想定のもとでは、言われたことが特定されただけでは、言われたことのレベルで格率が侵害されているかいなか明らかでないことがありうる。話し手が言われたことのレベルで格率に従って

p.35, 邦訳 p.51). それは、お茶会の席で直前に別の話者が行った発言と関連しない発言をすることで、直前の発言に取り合うべきではないということを推意とする例である。Grice が稀だと述べているのは、あからさまに無関係な発言をすることにポイントがあるような場合を除き、たいていの場合話し手は言われたことと会話の脈絡を関連付けるような信念を持っているからだと理解できる。

いるということを決定する信念の一部について、その信念を話し手が持っているということを聞き手が知らないということがありえ、その場合には、話し手が言われたことのレベルで格率に従っているということは聞き手にとって明らかではないことになる。そして、その場合、話し手が言われたことのレベルで格率に従っているという想定のもとで信念を推測し、そうした信念帰属をもって話し手を格率に従っているものとして理解する、ということは理解可能である。

三木は川口が挙げている第一の問題を敷衍し、言われたことのレベルで格率を侵害していない会話的推意という想定は、そもそも会話的推意の一般的な特徴づけと矛盾しているとみなしたのだった(三木 2021, p.38)。

三木によるこのような議論は、Grice による会話的推意の一般的な特徴づけにおける(2)の条件のうちに、言われたことのレベルでの格率や協調原理の侵害と会話的推意のレベルでの格率や協調原理の遵守を読み込んでいることに由来している。しかし、本稿の理解では Grice が「会話的推意のレベルでの格率や協調原理の遵守」と呼んでいるものは伝達による遵守であり、Grice による(2)の特徴づけは信念による遵守と伝達による遵守との両方を包括しているものと解釈できる。(2)は「その人の p という発言またはその素振り(あるいはまさにその言い回しにおいてそれがなされていること)を上 の推定と両立させるためには、その人が q ということに気づいている、あるいは q と考えている、と仮定する必要があること」という条件であった。この条件は、 p という発言が言われたことのレベルで格率に従っているために仮定する必要がある話し手の信念として q という信念がある、という場合を含みうる。これが信念による遵守の場合であり、(2)の条件は‘and’の例のようなグループ A の場合にも成立していると理解できる。他方、伝達による遵守にもとづくグループ C の場合にも(2)の条件は満たされていると考えられる。伝達による遵守の場合、話し手が格率や協調原理を遵守しているためには、話し手は q ということ を推意としている必要がある。このとき、話し手が q と考えているということ、 q ということ を推意としているということの帰結とみなすことができる。特に、Grice の枠組みでは質の格率に訴えることができる。話し手が格率や協調原理に従っているためには q ということ を推意としている必要があるとする。このとき、推意のレベルにおいて質の格率に従っているはずであるということから、話し手は q と考えている必要があることになる。グループ C の場合には、このような理路によって(2)が満たされるのだと考えられる。

Grice による会話的推意の一般的な特徴づけに対する三木の解釈においては、(2)の条件の解釈において、会話的推意はすべて言われたことのレベルでの格率や協調原理の侵害を伴うということが前提されている。しかし、Grice が与えている(2)の条件自体は、格率の侵害を伴わない場合を含みうるような記述になっており、グループ A の推意は(2)の条件と整合的に理解可能である。

川口が挙げている二つ目の問題は、推意のないケースと、推意はあるが格率が侵害されていないケースにおいて、どちらにおいても格率が侵害されておらず違いが見えないため、推意があると聞き手が判断するのは何によってなのかがわからない、という問題であった。それは、推意の存在を導くことに先立って聞き手が(2)(3)の条件の成立を判断することはできないということにもとづいていた。

第三節で見たように、こうした議論はグループ C の推意に対して想定される導出を考えると生じるものかもしれない。グループ C の場合における格率や協調原理の遵守は伝達による遵守なのだから、遵守さ

れているという判断は q ということが推意とされているという判断にもとづく必要があると考えられるためである。しかし、グループ A における遵守は信念による遵守であり、この場合は事情が異なる。

聞き手による(2)の判断はあくまで話し手の信念にかんする判断であり、グループ A の推意の場合、話し手が言われたことのレベルで格率に従っているということから話し手の信念を導くような推論にもとづくと考えられる。信念を導くそのような推論は、話し手が推意としていることを導くような段階を間に挟む必要はない。‘and’の例において、Alfred が店に行ったあとウイスキーを買ったと話し手が信じているはずであるということを導く際、そのことを話し手が推意としている、ということから導いてからその信念が導かれなければならない、ということはない。このことを踏まえれば、(2)およびそれに続く(3)の判断は、推意が存在すると特定されることに先立って可能である。そして、推意がないのではなくグループ A の推意があるという判断は、(2)(3)の条件にもとづいてなされることが考えられることになる。

川口による第一、第二の問題を見てきたが、川口および三木による議論は、グループ A の推意を伝達による遵守にもとづくものとみなしたり、グループ C の推意に対して想定される導出の形式に沿ったものだとみなしたりすることによるものだと考えられる。しかし、前節も踏まえると、会話的推意の一般的な特徴づけや導出パターンにかんする Grice の記述は、信念による遵守にもとづくものとしてのグループ A の推意と整合的なものとして理解できる。

川口が挙げている三つ目の問題は、グループ A には関係の格率にもとづくものしかないように見える、というものであった(川口 2001, p.108)。川口は、Grice と Levinson がグループ A の例として挙げているものはすべて関係の格率にもとづくものであるとしている。第五節ですでに述べたように、Levinson にかんして川口は誤っている。Levinson は‘and’の例を含め関係の格率以外の格率の遵守にもとづく推意の例を複数挙げている(Levinson 1983, pp.105-108, 邦訳 pp.123-127)。実際、本稿の解釈のもとでは、Levinson のように、関係の格率以外にもとづいた推意を考えることができる。

また、Grice についても、関係の格率以外の格率にもとづくグループ A の推意があると考えていたと解釈できる。Grice が会話的推意の分類を論じているのは論文「論理と会話」であり、そこで挙げられているグループ A の例は、川口が述べるとおり、関係の格率にもとづくもののみである(Grice 1989a, p.32, 邦訳 pp.46-47)。しかし、Grice が会話的推意について論じている論文は「論理と会話」のみではないため、他の論文で論じられている例の中にグループ A のものが含まれているかどうかを問題とすることができる。

ここでは、Levinson によって挙げられていると同様の‘and’の例に Grice も言及している、ということに触れておきたい。そして、Grice もこの例をグループ A とみなしていたと解釈できる^{*22}。Grice の論文「前提と会話的推意」の初出のバージョンにおいてこの例に触れられているが(Grice 1981, pp.185-186)、のちに論文集『論理と会話』に収録された際にその箇所は削られている(Grice 1989b)。Grice はこの例について、グループ A の推意であるとは明言していないが、順序だてて述べることにかんする様態の格率の下位格率にもとづく推意であるとは述べている。この格率とは様態の第四格率「順序だてた言い方をしな

^{*22} その他の例として、Grice(1989b)における確定記述にかんする議論の中で提示されている推意もまた、グループ A の推意とみなすことができると思われる。しかし、複雑な例であるため、この例について論じることは別の機会に譲りたい。

い」のことでありとみなしてよいだろう。これは、Levinson と同様に、この格率に従うことによる推意であり格率の侵害にもとづくものではないと考えていることを示唆している。実際、様態の第四格率が侵害されている例であると考えすることは難しい。というのも、話し手はまさに順序だてた言い方をしているからである。また、Grice が「論理と会話」においてグループ B やグループ C の推意に触れる際には、言われたことのレベルで侵害されている格率が言及されている。しかし、Grice が ‘and’ の例を挙げるとき、様態の第四格率以外の格率には言及していないから、これ以外の何らかの格率が侵害されていると考えているとは推測しにくい。Grice においても、‘and’ の例が関係の格率以外にもとづくグループ A の推意と考えられていたと解釈できるだろう。

7 グループ C の理解への寄与

本節では、グループ A の推意に対して本稿のように理解することは、グループ C の推意に対する理解にも寄与する面があるということに触れておきたい。

第二節で推薦状の例に対して見たように、Dinges は、グループ C の推意に対する導出を次のような形式のものだとみなしている。まず、言われたことのレベルで格率が侵害されているとみなされる。そのことと、話し手は協調原理や会話の格率に従っているという想定とから、言われたこととは別のレベルである会話的推意のレベルで格率(または協調原理)に従っているということが導かれる。そして、そうした推意の内容が特定される。

Dinges にも見られるように、こうした説明には問題があるとされることがある(Dinges 2015, p.62)。推意のレベルで格率や協調原理に従っているはずであるということから、具体的な推意の内容を特定する推論がどのようなものであるかははっきりしないからである。実際、Grice が挙げている(2)の条件から推測されるように、q という内容は推意のレベルで格率や協調原理が遵守されるようなものである必要があるだけであるなら、そうした内容のうち何でもよいようにも見える。推薦状の例の場合、X は哲学にかんして有能でないという内容も、X は哲学にかんして有能であるという内容も、どちらも量の第一格率を遵守するであろう。

こうした問題が本当にグループ C の推意が持つ致命的な問題であるかという点については異論がありうるだろう^{*23}。しかし、いずれにしても、推論におけるギャップを埋めうる一つの仕方を提示することには意義

^{*23} 例えば三木であれば、話し手への会話的推意の帰属は関連する心理帰属にもとづいてなされるものであるとみなし、グループ C の推意についても Dinges が想定しているような推論にもとづくものだとはみなさないかもしれない。しかし、グループ C の推意における格率や協調原理の遵守が伝達による遵守であることを踏まえたとき、Grice が挙げている(2)の条件の判断が会話的推意の特定に先立って可能であるかどうかには疑問がある。Hugly and Sayward (1979) を参照。Philip Hugly と Charles Sayward による議論は川口が挙げた第二の問題と同様の論点にかかわるが、Grice の理論において問題を抱えているのはグループ C であるとみなしている点で川口とは異なっている。

また、Dinges が想定しているような推論にもとづくのだと考えても、話し手に対する他の心理帰属との整合性という観点から推意の内容が絞り込まれるのだと考えられるかもしれない。実際、推薦状の例に対する Grice 自身の説明では、X は哲学にかんして有能ではないと信じているためにいやいやながら推薦状を書いているという作成者の心理を特定する推論が想定されている。こうした推論と組み合わせるなら、例えば、X は哲学にかんして有能であるということを推意としている可能性は排除されると言えるかもしれない。

があると考えられる。ここで触れたいのは、信念による遵守にもとづいた推意の導出というグループ A における理路は、グループ C の推意であっても適用できる場合があるということである。これは、グループ C の推意に対する導出が持つ上述のギャップを埋めるものとして機能しうる。

言われたことのレベルでのある格率の侵害は、別の格率の遵守と両立可能であるから、グループ C の中にも、グループ A の場合と同じような推論にもとづくものがあると考えられることができる。例えば、第五節の (iii) の文は、Alfred が店に行ったあとにウイスキーを買ったのか、ウイスキーを買ったあと店に行ったのかを尋ねられた話し手が返答として述べることも可能であろう。その際には、言われたことのレベルにおいて、話し手は Alfred が店に行ったこととウイスキーを買ったことしか述べておらず、時間的順序については述べていないのだから、話し手は言われたことのレベルで量の第一格率「(言葉のやり取りの当面の目的のための) 要求に見合うだけの情報を与えるような発言を行いなさい」を侵害していると考えられる。だが、推意のレベルにおいて時間的順序にかんする伝達を行っており、それゆえ推意のレベルにおいて量の第一格率に従っていると考えられることができるだろう。簡略化すると、この際の推意の導出はおおむね次のようなものと考えられることができる。

話し手は、言われたことのレベルでは時間的順序について伝達しておらず、量の第一格率を侵害していると考えられる。それゆえ、おそらく何事かを会話的に推意としており、そのレベルで量の第一格率に従っているのだと考えられる。ところで、話し手は言われたことのレベルで様態の第四格率「順序だてた言い方をしなさい」には従っていると思われる。そのためには、話し手は Alfred が店に行ったあとにウイスキーを買ったと信じていなければならない。ここから、話し手はこのことを推意としたのだと導ける。そして、この推意によって、話し手は推意のレベルで量の第一格率に従っているのだと考えられる。

この場合の推意は、言われたことのレベルでの格率の侵害を伴っており、Grice の分類ではグループ C に含まれると考えられるだろう。しかし、グループ A の推意導出に見られるものと同じ理路が利用されている。こうした理路を見出せることは、グループ A の推意を本稿のように解釈することがもたらす意義だと言えるだろう。

8 結び

本稿では、Grice におけるグループ A の会話的推意、すなわち格率の侵害を伴わない会話的推意を、信念による格率の遵守にもとづくものだと解釈できることを論じた。こうした解釈のもとでは、格率の侵害を伴わない会話的推意という想定を川口や三木による批判から擁護することができる。そして、グループ A に対する三木の解釈が抱える問題も回避することができる。

Grice の理論がどのようなものであるかを明らかにすることは、後続する理論との比較考量に寄与するはずである。例えば、本稿のような理解に従えばある格率を言われたことのレベルで遵守することによる推

意と侵害することによる推意とを区別できることになる。Horn (2001) や Levinson (2000) のような新 Grice 派による格率の整理がそれらの推意をどのようにカバーしているのか、あるいはカバーしていないのか、ということは興味深いことである。また、本稿の理解によれば、関係の格率にもとづいたグループ A の推意の例は、会話の脈絡と言われたことを関係づけるような話し手の信念を逆算する推論にもとづいたものである。こうした例について、関連性理論における推意前提 (Sperber and Wilson, pp.194-195, 邦訳 pp.236-237) との類似性を指摘することもできるだろう。Grice の理論を踏まえて後続の理論とこのように比較考量を行うことは、今後の課題としたい。

謝辞

本稿の草稿に対し畑中直之氏および二名の匿名査読者からコメントをいただいた。この場を借りて感謝を述べたい。

参考文献

- [1] Davis, W. A. 2007. How Normative Is Implicature. *Journal of Pragmatics*, 39(10): 1655-1672.
- [2] Dinges, A. 2015. Innocent Implicatures. *Journal of Pragmatics*, 87: 54-63.
- [3] Grice, H. P. 1981. Presupposition and Conversational Implicature. In P. Cole, ed. *Radical Pragmatics* (pp.183-196). New York: Academic Press.
- [4] ———. 1989a. Logic and Conversation. In *Studies in the Way of Words* (pp.22-40). Cambridge, Mass.: Harvard University Press. [邦訳:「論理と会話」,『論理と会話』(pp.31-59) 清塚邦彦訳, 勁草書房, 1998]
- [5] ———. 1989b. Presupposition and Conversational Implicature. In *Studies in the Way of Words* (pp.269-282). Cambridge, Mass.: Harvard University Press. [邦訳:「前提と会話の含み」,『論理と会話』(pp.241-261) 清塚邦彦訳, 勁草書房, 1998]
- [6] ———. 1989c. Utterer's Meaning and Intentions. In *Studies in the Way of Words* (pp.86-116). Cambridge, Mass.: Harvard University Press. [邦訳:「発話者の意味と意図」,『論理と会話』(pp.129-178) 清塚邦彦訳, 勁草書房, 1998]
- [7] ———. 1989d. Meaning. In *Studies in the Way of Words* (pp.213-223). Cambridge, Mass.: Harvard University Press. [邦訳:「意味」,『論理と会話』(pp.223-239) 清塚邦彦訳, 勁草書房, 1998]
- [8] Horn, L. R. 2001. *A Natural History of Negation*. Stanford, Calif.: CLSI Publications. [邦訳:『否定の博物誌』濱本秀樹, 吉村あき子, 加藤泰彦訳, ひつじ書房, 2018]
- [9] Hugly, P. and Sayward, C. 1979. A Problem About Conversational Implicature. *Linguistics and Philosophy*, 3(1): 19-25.
- [10] Jary, M. 2013. Two Types of Implicature: Material and Behavioural. *Mind and Language*, 28(5):

638-660.

- [11] Levinson, S. C. 1983. *Pragmatics*. Cambridge: Cambridge University Press. [邦訳:『英語語用論』 安井稔, 奥田夏子訳, 研究社出版, 1990]
- [12] ———. 2000. *Presumptive Meanings: The Theory of Generalized Conversational Implicature*. Cambridge: MIT Press. [邦訳:『意味の推定—新グライス学派の語用論』 田中廣明, 五十嵐海理訳, 研究社, 2007]
- [13] Plunkett, D. and Sundell, T. 2021. Metalinguistic Negotiation and Speaker Error. *Inquiry*, 64 (1-2): 142-167.
- [14] Sperber, D. and Wilson, D. 1995. *Relevance: Communication and Cognition*. Cambridge, Mass.: Blackwell. [邦訳:『関連性理論—伝達と認知』 内田聖二, 中達俊明, 宋南先, 田中圭子訳, 研究社出版, 1999 年]
- [15] Tsohatzidis, S. L. 2020. An Inferential Impasse in the Theory of Implicatures. In *Truth, Force, and Knowledge in Language: Essays on Semantic and Pragmatic Topics* (pp.285-295). Berlin and Boston: De Gruyter.
- [16] Unnsteinsson, E. 2017. A Gricean Theory of Malaprops. *Mind and Language*, 32 (4): 446-462.
- [17] 川口由起子. 2001. 「グライス理論における協調原理と格率一般との論理的関係」. 『科学哲学』 34(2): 101-116.
- [18] 三木那由他. 2012. 「グライスにおける語用論のプロセス—推意に関するもう一つの誤解」. 『哲学論叢』 39: 86-97.
- [19] ———. 2021. 「会話の格率の三つの破りかた—行為の理論としての会話的推意の理論」. 『科学基礎論研究』 49(1): 33-48.
- [20] ———. 2022. 『グライス 理性の哲学—コミュニケーションから形而上学まで』. 勁草書房.

著者情報

小田拓弥(無所属)